

## 「ゼロカーボンるもい」推進ネットワーク設置要綱

### （目的）

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、留萌管内の関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進める必要があることから、知識の習得や機運の醸成を図ることを目的として、「ゼロカーボンるもい」推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

### （取組内容）

第2条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の取組を実施する。

- （1）脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発
- （2）脱炭素化に向けた調査及び研究
- （3）その他目的の達成のために必要な取組

### （組織）

第3条 ネットワークは、市町村及び団体・企業等から構成する。

- 2 ネットワークの事務を処理するため、北海道留萌振興局保健環境部環境生活課に事務局を置く。

### （行事の開催）

第4条 ネットワークの行事は、事務局が決定し、構成員に周知する。

- 2 事務局は、必要があると認めるときは、行事に構成員以外のものの出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークに関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年11月19日から施行する。